

# こんにちは ハローワーク

令和5年1月4日発行

1 月号

築館公共職業安定所  
栗原市築館薬師2丁目2-1 TEL 0228-22-2531

## ハローワークからのお知らせ

ハローワークへの事務手続きについて御社の業務をデジタル化しませんか！

### 1 求人関係

○ 求人申し込みは「求人者マイページ」を開設すると、会社のパソコン・スマートフォンからオンラインでできます。求人者マイページを活用することで様々なメリットがあり、詳細は2ページをご覧ください。現在、70%以上の栗原市内の事業所が求人者マイページから求人申し込みをしています。ご不明な点は当所求人担当あてに連絡願います。

### 2 雇用保険適用関係

○ 雇用保険の各種手続きを電子申請（会社のインターネットを通じて行うこと）出来ます。総務省が運営するe-Gov（イーガブ）から電子申請を活用することで厚生労働省をはじめ、各省庁への申請や届出がオンラインで行えます。電子申請を活用することで様々なメリットがあり、詳細は3ページをご覧ください。現在、当所では70%以上の事業所からの雇用保険手続きが電子申請となっております。ご不明な点は当所雇用保険担当あてに連絡願います。

## 労働市場の動き(11月内容)

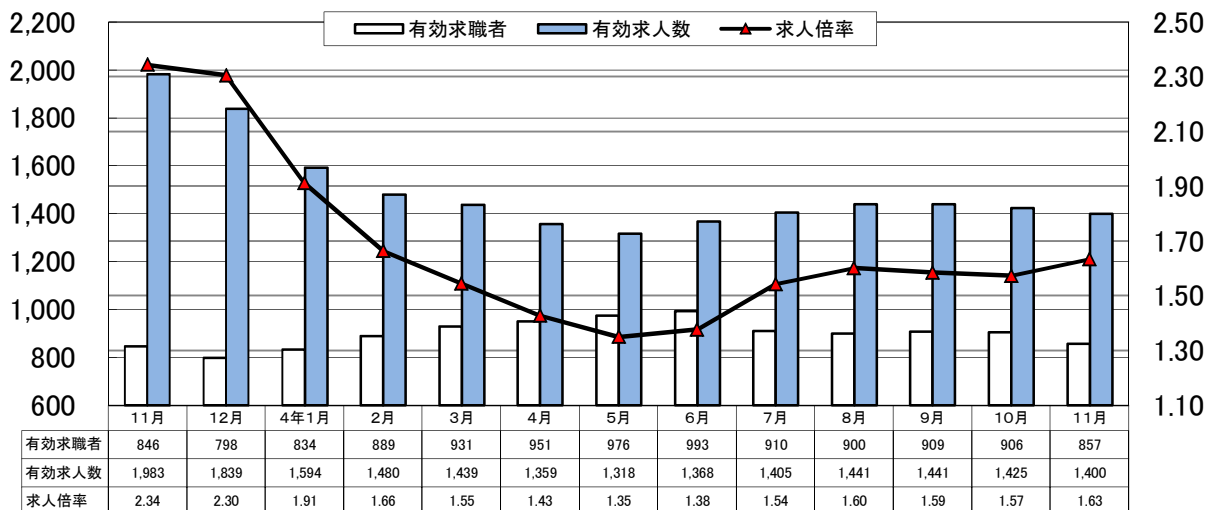
ハローワーク築館管内の求人・求職者の動向



◆11月の有効求人倍率は1.63倍

◆月間有効求人数は1,400人、月間有効求職者数は857人

- ・新規求人数は474人と、前月に比べ3.9%の減少となり、前年同月比でも20.5%の減少となりました。
- ・新規求人は主な産業別では前年同月比で運輸業が88.2%、宿泊業・飲食サービス業が68.8%、製造業が28.4%増加した一方で、サービス業が46.9%、医療・福祉が42.3%、建設業が38.6%、生活関連サービス業・娯楽業が33.3%、卸売・小売業が8.5%減少しました。
- ・新規求職申込件数は174人と、前月に比べ15.5%減少し、前年同月比でも9.8%減少しました。
- ・このため、11月の当所管内における雇用失業情勢は、月間有効求人数1,400人に対し、月間有効求職者数857人で、有効求人倍率は、1.63倍となり、先月より0.06ポイント増加しました。



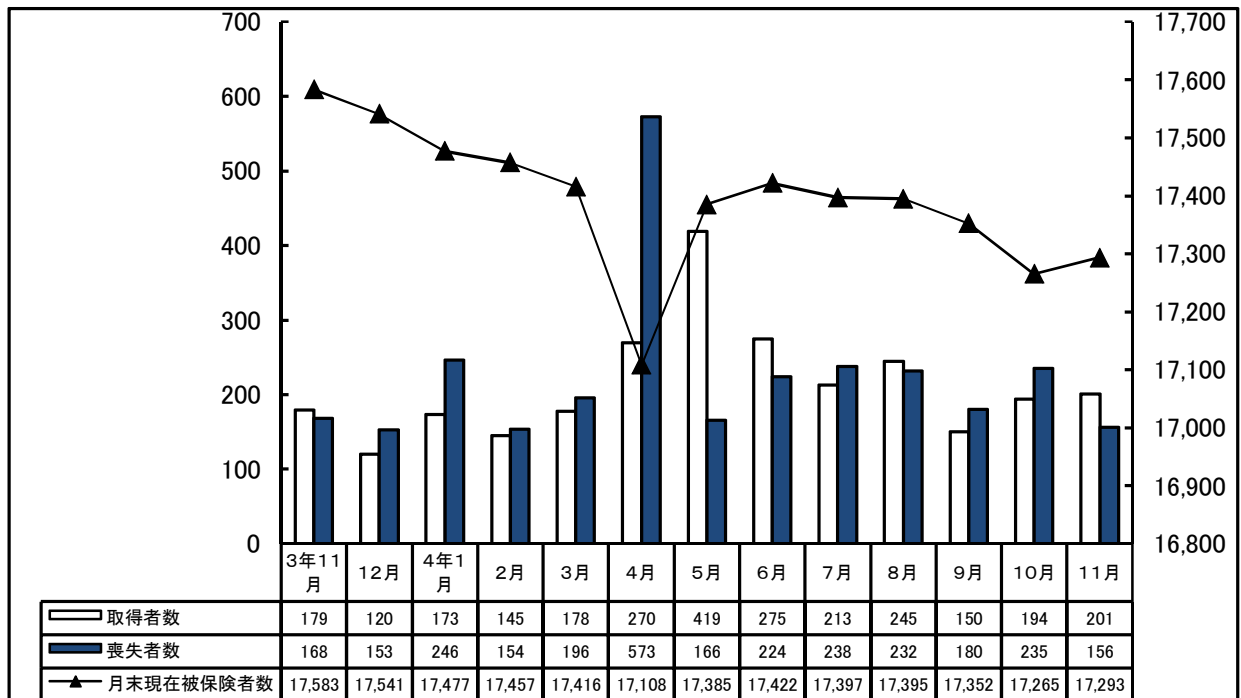


# 雇用の動き(11月内容)



一般職業紹介状況		(パートタイムを含む)		
項目		当月	前月比(%)	前年同月比(%)
求職関係	新規求職者数	174	▲ 15.5	▲ 9.8
	うち45歳以上	107	▲ 1.8	3.9
	有効求職者数	857	▲ 5.4	1.3
	うち45歳以上	498	▲ 2.2	1.2
求人関係	新規求人数	474	▲ 3.9	▲ 20.5
	うち常用	457	1.6	▲ 20.0
	有効求人数	1,400	▲ 1.8	▲ 29.4
	うち常用	1,322	▲ 1.7	▲ 28.2
紹介関係	紹介件数	192	9.7	2.7
	うち常用	167	0.6	9.9
就職関係	就職件数	75	▲ 1.3	▲ 3.8
	うち常用	70	0.0	▲ 4.1

雇用保険適用状況		当月	前月比(%)	前年同月比(%)
被保険者関係	資格取得者数	201	3.6	12.3
	資格喪失者数	156	▲ 33.6	▲ 7.1
	月末現在被保険者数	17,293	0.2	▲ 1.6



ハローワークをご利用の事業主の皆さまへ

ご希望あれば、ハローワーク職員  
が訪問し、開設を支援します！

求人申込みには、

## 求人者マイページの活用をご検討ください！

### 「求人者マイページ」とは？

求人者サービスをオンライン上で受けられる事業主向け専用ページです。ハローワークにメールアドレスを登録後、パスワードを設定するだけで簡単に開設できます。

### メリット①：いつでも、どこでも求人申込みができます！

パソコン・スマートフォン等から求人申込みできるので、在宅勤務や出張等で事業所にいなくても登録が可能です。

### メリット②：職場の風景、自社製品等をPRできます！

求人票だけでなく、自社のPR画像を公開することができます。仕事の特徴や魅力を伝えることで、求職者のイメージアップ、応募につなげていくことが可能です。

### メリット③：求職情報を検索し、「リクエスト」ができます！

ハローワーク求職者の情報を検索し、求職者の方へ「リクエスト」ができるので、積極的な採用活動を行うことが可能となります。

※ 「リクエスト」とは、公開された求職情報を求人者が見て、自社の求人に応募してほしい求職者を選定し、応募の検討を依頼するものです。

※ ハローワークに登録している求職者のうち、経歴、専門知識、資格や希望条件など求職情報を求人者にPR（公開）することを希望している方々の情報（氏名、連絡先などの個人が特定される情報を除く）を検索できます。

※ 有効中の求人がある場合に利用できます。

### メリット④：過去に出した求人データを活用（転用）できます！

過去の求人履歴を利用して新たな求人申込みができるため、求人情報を自社で保存する必要がなく、管理もしやすくなります。

#### 【お問い合わせ先】

ハローワーク築館 求人担当  
0228-22-2531

#### 【求人者マイページの詳細はこちら】

ハローワークインターネットサービス  
<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>



雇用保険関係の届出・申請を行う事業主の皆様へ

**電子申請のご利用をお勧めしています。**

24時間  
いつでも  
申請可能!!

来所による届出・申請は、**16時まで**の提出にご協力ください。

## ★ 電子申請のご利用が、年々増えています！

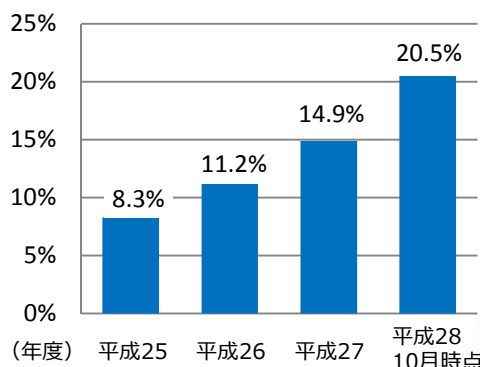
雇用保険適用関係や雇用継続給付の届出・申請に、**電子申請**を利用する事業主の方が増えています。

来所による届出・申請をされている事業主の皆様は、是非、**電子申請**の利用をご検討ください。

また、**来所による届出・申請**は記載内容の確認に時間がかかることもありますので、可能な限り**16時まで**に提出していただきますよう、ご協力をお願いします。

※16時以降は、電子申請分や預かり・郵送分を集中的に処理するため、通常の窓口業務の体制を縮小することがあります。

### 資格取得届の電子申請利用率の推移



「電子申請」が便利です、是非ご利用ください。

### ◇ 電子申請なら、24時間、365日いつでも申請可能！

そのうえ、窓口での提出のような待ち時間がありません。（ただし、返戻には時間をいただくことがあります。特に年度当初の繁忙期には「資格喪失届（離職票あり）」を優先して返戻するため、その他の届出等の返戻には時間がかかることがあります。）

### ◇ 個人情報の持ち運びが不要！ 個人情報保護の観点から安全性が高まります。

### ◇ ハローワークに来所いただく手間も、書類を郵送する費用もかからないため、**時間とコストをかけずに申請できます！**

電子申請は



イーガブで!!

<e-Govについて> e-Gov(イーガブ)とは総務省が運営する行政サービスの総合窓口です。厚生労働省をはじめ、各省庁への申請や届出がオンラインで行えます。

▶ e-Govの操作方法等については、電子政府利用支援センターにお問合せください。

電話番号：050-3786-2225 / F A X：050-3786-2226

e-Gov お問合せフォーム：<https://www.e-gov.go.jp/contact/form/enquete.html>

<参考マニュアル> ・オンライン申請ガイドブック <http://www.e-gov.go.jp/doc/pdf/guidebook.pdf>  
・雇用保険手続マニュアル <http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>  
・e-Gov 電子申請講習会資料 <http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/seminar.html>

※電子申請を行うには「電子署名」が必要となりますが、事業主個人の公的個人認証サービスの電子証明書でも利用が可能です。